

平成26年8月29日

指定地方行政機関の長
指定公共機関の長 殿
指定地方公共機関の長

長崎県警察本部長
(公印省略)

緊急通行車両の事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定の締結促進について(依頼)

初秋の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から警察行政につきましては、各別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月に東日本大震災が発生し、その後も各地で地震や集中豪雨が頻発している状況にあり、本県においても、地震、津波、風水害、火山噴火等による災害や原子力災害等が発生するおそれがあります。

大規模災害が発生し、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要な場合は、緊急交通路(通行禁止の交通規制)が指定されることとなり、その緊急交通路を通行するためには緊急通行車両の確認事務が必要になります。

また、大規模災害発生直後は、緊急通行車両の確認事務の集中により、各窓口での混雑が予想され、ひいては、被災地への支援の遅れが懸念されます。

そこで、別添1のとおり災害時の緊急通行車両の確認事務の円滑化のため、平常時の緊急通行車両の事前届出制度があり、災害時は事前届出が終了している車両から、優先的に確認標章を交付する制度があります。

つきましては、大規模災害発生時の迅速的確な災害応急対策ができるように、平成26年全国防災週間に合わせて、緊急通行車両の事前届出制度の活用及び民間事業者等との輸送協定の締結促進の検討をしていただきますようよろしくお願いします。

緊急通行車両の事前届出制度

1 緊急交通路

大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、都道府県公安委員会により緊急交通路が指定され、特定の車両以外の車両の通行が禁止されます。長崎県内で発生しうる雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震、長崎市直下型地震及び佐世保市直下型地震並びに大村-諫早北西付近断層帯を震源とする地震については、基本的に高速自動車国道及び自動車専用道路が指定され、被災地に向けて車両の通行禁止（緊急交通路）が指定されます。詳しくは、長崎県警察本部ホームページをご覧ください。

2 緊急交通路を通行できる車両

(1) 緊急自動車

道路交通法第39条第1項に規定されている緊急自動車

(2) 自衛隊車両等

災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの

(3) 規制除外車両

2 (1)、(2)、(4) 以外の民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの

(4) 緊急通行車両

地方公共団体、指定行政機関等が行う避難勧告、被災地の救護、救助、施設の復旧、緊急輸送等、災害応急対策に使用される車両

3 通行の方法

緊急交通路は、緊急自動車、自衛隊車両等及び規制除外車両を除き、緊急通行車両確認証明書、確認標章等（以下「標章等」といいます。）の交付を受けた緊急通行車両でなければ通行できません。

4 事前届出制度とは

大規模災害発生直後は、緊急通行車両等の確認手続きの集中により、受付窓口での混雑が予想され、被災地への支援の遅れが懸念されます。

そこで、標章等の交付対象となる車両は、確認手続きを事前に済ませておき、大規模災害発生時には優先して標章等が交付される制度であることから、

事前届出により迅速な標章等交付と円滑な被災地派遣が可能となります。

5 緊急通行車両の事前届出の対象車両

別添2をご参照下さい。

6 緊急通行車両の事前届出要領

(1) 届出者

当該緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含みます。具体的には、届出指定行政機関の長等又は総務課長等になります。）

(2) 受付窓口

原則として当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

(3) 受付時間

月曜日から金曜日までの執務時間内（9:00～17:45。ただし閉庁日を除きます。）

(4) 新規届出に必要な書類

ア 緊急通行車両等事前届出書（受付窓口に備え付けてあります） 2枚1組1通

イ 届出車両の自動車検査証の写し 2通

ウ 届出車両を使用して行う業務内容を疎明する書類 2通

（長崎県地域防災計画に規定されている指定行政機関等との災害時の輸送協定書等。輸送協定書がない場合は、行政機関等からの上申書、契約書等）

(5) 廃車の場合

届出車両を廃車する場合や緊急通行車両としての必要性がなくなった場合は、当該車両に係る事前届出済証を返還して下さい。

(6) 再交付の場合

事前届出済証の内容に変更が生じた場合や事前届出済証を亡失、破損した場合は、再交付申請が必要となります。

7 事前届出制度の周知及び輸送協定締結の促進

県警におきましては、緊急通行車両の事前届出制度の周知を図っておりますが、大規模災害発生時において迅速な手続きを行うため、関係部署への周知徹底と事前届出促進を図っていただきますようよろしくお願いします。

また、これまで輸送協定を結んでおらず、かつ大規模災害発生時に使用することが予想される民間事業者等の車両がある場合には、早期に当該民間事業者等と協定を締結していただきますようよろしくお願いします。

本件担当	長崎県警察本部交通規制課
規制係	古賀 鈴山 095-820-0110（内線5173、5183）

緊急通行車両の事前届出の対象車両

- 1 災害対策基本法に基づく緊急通行車両として事前届出の対象とする車両
「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」であり、次の(1)(2)に該当するもの
 - (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であり、下記のア～ケに掲げる災害応急対策を行うもの
 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関わる事項
 - ク 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ その他災害の発生^{ぎよ}の防^{ぎよ}禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
 - (2) 長崎県地域防災計画に定める指定行政機関や指定地方行政機関、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両
なお、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等を含みます。
- 2 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく警戒宣言発令時において、地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地域防災応急対策にかかる緊急輸送を行う計画がある車両
- 3 原子力緊急事態宣言発令時において原子力災害対策特別措置法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本方針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両